

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3  
telephone 029-305-3075  
facsimile 029-305-3317  
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

## 年金支給年齢の引き上げと公務員の定年延長問題

人事院は2010年8月の「勧告」の際におこなった「報告」で、2009年に続いて、国家公務員に関する「定年延長に向けた制度の見直しの骨格」を提示した。さらに、2010年12月には「高齢期雇用問題に関する検討状況の整理」を発表した。

公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、60歳以降無収入となる期間が生じる2013（平成25）年度から、60歳に達する者から3年ごとに1歳ずつ段階的に定年を引き上げ、2026（平

成37）年度には65歳とする方針が示されている。（下表）

しかしその後、動きは止まっている。60歳代前半の給与水準、50歳代の給与の在り方等公務員の働き方、人生設計に多く関わる問題であるにも関わらず、2010年12月以降、人事院による具体的提案は示されていない。2013年から定年延長を行うとすれば、2013年度の新規採用については2011年度中の課題となる。定年延長について

2011年度中には何らかの案が提示されるものと考えられる。

茨城県人事委員会は2010年の「勧告」においても「定年延長」については言及しなかった。

しかし、国家公務員の制度改革が行われれば、地方公務員も速やかに実施されるものと考えられる。今後、茨高教組は地公労などをつうじて、定年延長に伴う給与水準等の課題について教職員の要求を集約しながら、県当局との交渉に臨む。■

| 生年月日                  |             | 定年60歳 |      | 定年61歳 |      |      | 定年62歳 |      |      | 定年63歳 |      |      | 定年64歳 |      |      | 定年65歳 |      |
|-----------------------|-------------|-------|------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|
|                       |             | 2011  | 2012 | 2013  | 2014 | 2015 | 2016  | 2017 | 2018 | 2019  | 2020 | 2021 | 2022  | 2023 | 2024 | 2025  | 2026 |
| 1952.4.2～<br>1953.4.1 | 年金支給<br>60歳 |       | ◎    |       |      |      |       |      |      |       |      |      |       |      |      |       |      |
| 1953.4.2～<br>1954.4.1 | 年金支給<br>61歳 |       |      |       | ◎    |      |       |      |      |       |      |      |       |      |      |       |      |
| 1954.4.2～<br>1955.4.1 |             |       |      |       |      | ◎    |       |      |      |       |      |      |       |      |      |       |      |
| 1955.4.2～<br>1956.4.1 | 年金支給<br>62歳 |       |      |       |      |      | ◎     |      |      |       |      |      |       |      |      |       |      |
| 1956.4.2～<br>1957.4.1 |             |       |      |       |      |      |       | ◎    |      |       |      |      |       |      |      |       |      |
| 1957.4.2～<br>1958.4.1 | 年金支給<br>63歳 |       |      |       |      |      |       |      | ◎    |       |      |      |       |      |      |       |      |
| 1958.4.2～<br>1959.4.1 |             |       |      |       |      |      |       |      |      | ◎     |      |      |       |      |      |       |      |
| 1959.4.2～<br>1960.4.1 | 年金支給<br>64歳 |       |      |       |      |      |       |      |      |       |      | ◎    |       |      |      |       |      |
| 1960.4.2～<br>1961.4.1 |             |       |      |       |      |      |       |      |      |       |      |      | ◎     |      |      |       |      |
| 1961.4.2～<br>1962.4.1 | 年金支給<br>65歳 |       |      |       |      |      |       |      |      |       |      |      |       |      |      |       | ◎    |

◎は定年年齢に達する年度  
グレーの年度は、定年退職者なし

## やっと県立学校の放射線量測定するが汚染を無視

### 相変わらず“測定しない” “測定させない” “防護対策をとらない”

#### 「目に見えない」放射線

福島第一原発からすでに大気中に放出された放射性物質はヨウ素とセシウムだけでも175PBq（ペタは10の15乗）とされる（IAEAへの日本政府報告書、VI-1、www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/backdrop/pdf/houkokusyo\_full.pdf）。しかし、SPEEDIシステムによる放射性物質拡散予測および集計データは故意に秘匿され、避難指示は信じがたいほど狭い範囲に限られた。放射性物質は北半球の中高緯度の大気中に拡散したほか、流出ないし故意の放出により北太平洋を汚染した。人口稠密な日本列島の全域で放射能汚染が観測されたが、屋内退避指示は半径30km以内に限られ、国民は政府とマスコミの「安全」宣伝にさらされて被曝回避行動をとることもできないまま放置された。

この時期に「放射線は目にも見えないし、においもない」という決まり文句が、あちこちで繰り返された。事故発生以後の全文脈に照らし合わせると、ある特定の意図のもとに流布された言説であることがわかる。騒音に苦しめられている人に対して、「音は目にも見えないし、においもない」とは誰も言わない。花粉症で苦労している人に「花粉は目に

も見えないし、においもない」と言うことも決してない。放射線についてだけ、しつこく「目にも見えないし、においもない」と、ことさらに繰り返され強調されるのはなぜか？

これに対しては、騒音は聞こえるし、花粉が飛来すれば鼻がむずむずするなど五感でとらえられるが、放射線は五感によってはとらえられないと言うかもしれない。しかし、致死性の線量の放射線をあびれば激甚な自覚症状があらわれる。早期障害を引き起こす程度の放射線量は、感覚できるのだ。したがって「放射線は目にも見えないし、においもない」という言明は、「ただちに」障害をひきおこす程度の線量ではなく、五感でとらえられないごくごく微量の、しかし晩発性障害をひきおこすには十分な線量の放射線についてのものなのだ。そうしてみると、この言明の趣旨は、「ただちに健康に影響を及ぼすものではない」という政府とマスコミが3月12日以来何万回も繰り返したフレーズと、ほぼ同じということになる。

「ただちに影響を及ぼすものではない」ということは、当然、「いずれは健康に影響を及ぼす」ということなのであるが、茨城県知事橋本昌が率先しておこなったように（本紙第1028号）、「ただちに健康に影響を及ぼすものではない」から「ただちに」を取り除き、一切の影響がないものと安心させ、「目にも見えないし、においもない」ものの存在を忘却させるための見え透いた虚言だった。

影響を及ぼすものではない」から「ただちに」を取り除き、一切の影響がないものと安心させ、「目にも見えないし、においもない」ものの存在を忘却させるための見え透いた虚言だった。

#### 測定しないことが基本姿勢

放射線は「目にも見えないし、においもない」のではない。測定器が1台あれば、いつでもどこでも即座に「目に見える」ものになる。

行政機関は相当数の測定器を保有していたが、それらをほとんど活用しなかった。たとえば茨城県最南部に位置し、震災直後に一部地域での一時的断水と建物の軽微な損傷以外ほとんど被害のなかった取手市は、県立取手第一高校体育館などを福島原発周辺住民の一時的な避難所としたのであるが、その際、取手市と龍ヶ崎保健所は体育館入り口で、「スクリーニング検査」と称して住民の衣服などに付着した放射性物質の測定を実施した。同じころ、3月21日から22日にかけての降雨が、茨城県南部から千葉県北西部にかけて莫大な量の放射性物質をもたらして原発至近の茨城県北部よりも激しく汚染し「ホットスポット」にしたのだが、茨城県と取手市は測定器を保

【2面につづく】

## 教職員互助会が災害見舞金制度の運用改善し給付

教職員互助会の給付事業のひとつに「災害見舞金」制度があり、「会員の居宅が火災及び風水害等の自然災害によって損害を受けたとき」に見舞金が給付されることになっている。今回の東日本大震災で、県内の高校に勤務する会員の宮城県の自宅が津波により全壊したものの、現在単身赴任中で茨城県内に居住しているため、自宅が「居宅」とみなされないとされた事例があった。

茨城県高等学校教職員組合から派遣している理事が運用改善を申し入れたところ、互助会事務局が再検討し、本人名義の自宅であり、現に家族が居住していたこと（避難して無事）、単身赴任という特別な事情があったことなどを考慮した上で給付が妥当と判断し、給付をおこなった。■



有していたにもかかわらず、いっさい測定をおこなわなかった（測定して秘匿した可能性もあるが……）。

この時期、東京に駐在する各国大使館の一時閉鎖や西日本への退避が相次いだ。アメリカ合州国政府は、福島原発から半径 80km（50 マイル）以内からの自国民の退去を命じた。日本国政府とマスコミは「過剰反応」だとして非難したが、原発から 200km 以上離れている東京にさえ膨大な量の放射性物質が飛来したことを、各国公館が独自測定によって認識した結果の措置に違いない。

放射線が「目に見えないし、においもない」ものとされるうえでは、東日本大震災後の流通の一時途絶も関係していた。震災直後、茨城県以北で宅配便の配達が停止し、放射線量測定器の購入はほぼ不可能となった。しかし、流通再開後、一般市民に徐々に測定器が普及するようになり状況は大きく変わった。空気中や地表面の放射線の強さは、数万円から十数万円で入手可能な安価なガイガーカウンターが 1 台あれば数分間で測定可能である（写真の日立アロカメディカルの高性能の機器でも 50 万円以下）。もしこれがなんらか



6 月 7 日、取手市の県立取手第一高校の校庭で測定する、茨城県教育委員会の保健体育課学校保健係鈴木拓夫係長（左）と高校教育課人事係加茂川裕昭管理主事

の化学物質や微生物による汚染であれば事情はまったくことになっていたろう。化学物質や微生物であれば、まずはそれらの所在する場を特定して一定量以上のサンプルを採取したうえで、専門の検査機関に委託して数時間から数日かけてやっと検出できる。それには相当の費用を要する（機器は数百万円から数千万円）。

ところが原子力発電所から放出飛散した放射性物質は、水と空気と土のすべてを汚染し、あらゆる場所に遍在する。放射線は「目にもみえず、においもない」のではない。放射性物質は陸と海と空に普く行き渡り、個人所有の線量計の数値およびアラーム音として、いつでもみずからの存在を顕現するのだ。このような有害物質は他には存在しない。

（ただし、食料品や飲料水、土壌中にどれだけの放射性物質があるかを 1kg あたり数ベクレルの精度で測定するには高価な機器を用いなければならず、かなりの時間と費用を要する。一方、簡易な方法による検出下限値はおどろくほど高く、数十 Bq/kg の高レベル汚染が「不検出」と公表される。さらに、水道水ならひとつの浄水場で検体はひとつだが、農産物・海産物の場合、さまざまの産出地の膨大な品目をすべて測定することは事実上不可能である。異常に高く設定された「暫定規制値」[たとえば飲料水については原子力発電所からの排水の 7.5 倍]とあわせて、食料品の放射能汚染は事実上ノーチェック状態になっている。また、ガイガーカウンターで測定できるのはガンマ線の強弱だけであり、いかなる放射性核種が放出されたかを知ることはできない。たとえば MOX 燃料を使用する 3 号炉から猛毒物質プルトニウムがどの程度飛来したかを知ることはできない。）

### しぶしぶ測定実施

緊急事態発生から 2 か月ほど経過した 5 月はじめ、茨城県庁は事故発生以来一度も大気中の放射線量測定

をおこなったことのない 31 市町村を含む全市町村に各々 1 台の放射線測定器を配布した。しかし、測定器配布は茨城県庁の自主的判断によるものではない。測定機器メーカーの堀場製作所（京都市南区）が茨城県庁に、県内の全市町村数に相当する 44 台の測定器を寄付したのである。県内全域での放射線量測定を頑としておこなわない態度を取り続けてきた茨城県庁であったが、まさか受け取った測定器 44 個をお蔵入りさせるわけにもいかず、しぶしぶ配布することにした。茨城県生活環境部原子力安全対策課は、5 月 10 日と 23 日の 2 回にわけて、県内全市町村の首長部局と教育委員会事務局の担当者を集集し、機器の配布と説明をおこなった。

（その際、4 月 19 日付けの文部科学省通達の内容があわせて説明された。すなわち、年間 20mSv、校庭での線量 3.8  $\mu$  Sv/h が、茨城県内の学校においても妥当する放射線被曝許容量だとして伝達された。）

あわせて茨城県庁は、県所有の 1 台と日本原子力研究開発機構などから借用した 4 台のモニタリングカーを用いて、事故以来放射線量測定をおこなった（<http://toride.jcpweb.net/gisinjyouhou201103.html>）。

堀場製作所の測定器を受け取った市町村はまずは市町村内の保育園・幼稚園・小学校・中学校で測定をおこなった（一部市町村は何もしなかったようだ）。その際、県立の高校・特別支援学校と私立の中学校・高校は測定対象から除外された。県立学校にとっては市町村に配布された測定器が最後の頼みの綱となっていたが、市町村教育委員会は県教育委員会の縄張りを尊重して、県立学校等を除外したのである。

県立高校・特別支援学校においては、とうとう事故発生から 3 か月近く、ただの一度も測定がおこなわれなかった。茨城県と茨城県教育委員会が放射線測定をしなかったのは、

急なことで対応できなかったとか、予算上の都合とか、機器の入手困難などの理由によるものではないことは、ここまでの全経緯からあきらかであろう。国も、県内の市町村も同様である。取手市と守谷市は茨城県内で第 1 位と第 2 位の高度汚染地域であるが、取手市長藤井信吾と守谷市長合田真一はその事実が明らかになることを恐れ、勝手に測定して両市を含む県南地区一帯の学校に警告を発した国土交通政務官小泉俊明に言い掛かりをつけて謝罪させた（第 1033 号）。

### 放射能汚染隠蔽の第 2 段階

6 月 15 日になって、茨城県教育委員会が県立学校における放射線量測定結果をウェブサイトで公表した。福島第一原発の緊急事態から実に 3 か月を経過していた。5 班 10 人の教育庁職員が 6 月 7 日からの 4 日間で県立学校 121 校をあわただしく回って測定した。測定地点は各学校ともに、校庭の 5 か所（「糞子の五の目のように」）で、高さは高校は 1 m、児童のいる特別支援学校は 50cm と 1m の 2 点であった。

地上 1 m とか 50cm というのは、児童生徒が吸入する空気層の高さである。この高さでの測定は、福島原発から北風によって莫大な量の放射性物質が飛来・降下した 3 月 15 日・16 日や、21 日・22 日に実施すれば意味があった。もしそれらの日々に測定していれば、県央から県南部では 10  $\mu$  Sv/h とか 20  $\mu$  Sv/h の高い値を示していたかもしれない（20  $\mu$  Sv/hour は、50 時間で年間許容限度の 1 mSv/year に達する）。測定により屋内退避の指示が出されていれば、児童生徒は呼吸による内部被曝をかなり回避できたはずだ。3 月 15 日・16 日、ほとんどの高校では鉄道の不通や停電等によりたまたま臨時休校措置が取られていたが、小学校や中学校は通常通り児童生徒を登校させ、屋外で活動させていた。3 月 22 日には多くの高校で

終業式のために生徒を登校させた。

現在のところ、福島原発から大気中への放射性物質の飛散量は一時的に低下している。（ただし収束したわけではない。地下への放出や海への流出が進行しているほか、原子炉建屋上部の使用済燃料プールの損傷が進行すれば、再度の空中大量放出もありうる。）3 月中の大規模拡散時に測定しなかったことじたい許しがたいことであるが、3 か月後の現在になって大気中に大量放出が起きている場合の測定方法で実施するのはまったくの的外れである。

現時点で観測される放射線は、多くが地面に堆積した放射性核種に由来する。測定すべきなのは、地表に降り積もった放射性核種が発するガンマ線と風や人の動きで地面から舞い上がる放射性核種が発するガンマ線である。だとすると、ほこりの立たない静かな状態を選んで、しかも地上高 1 m で測定するのは誤っている。高さ 1 m にかざした検知器を地上すれすれに下げて測定しただけで、2 割から 4 割程度は高線量となる。土ぼこりがあがると、その瞬間、線量は急上昇する。

開放的な校庭以上に放射性物質が蓄積しやすいのは、風によって土が吹き溜まったり、雨水によって流されてきた土が溜まっているところである。放射性物質がながれこみ、滲しとられて蓄積するのだ。雨上がりにぬかるみになるところや雨樋からの排出口、とりわけコケが生えているようなところ、そして側溝や汚水枡などを測定すると、校庭中央（1 m）が 0.30  $\mu$  Sv/h 程度の学校であればその 3 倍から 5 倍以上の線量を示す。土の校庭より低い値のアスファルト舗装面とくらべると、6 倍



取手第一高校の、校庭とは別のサッカー専用グラウンド隅の水道蛇口付近の土と落ち葉の吹き溜まり。測定器は校庭中央（高さ 1 m）の値の 3 倍にあたる 1.04  $\mu$  Sv/h を示した（高さ 5 cm）。（6 月 7 日）

から 10 倍である。

県教育委員会は、校庭を 1 m の高さで測定した値だけを発表したうえで、文部科学省通達を引き合いに出し、県内の学校すべてで 3.8  $\mu$  Sv/h を下回っているから安全だと法律違反のコメントまでつけている（[www.edu.pref.ibaraki.jp/board/news/jishin/sokutei/index.htm](http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/news/jishin/sokutei/index.htm)）。吸入や飲食による内部被曝を度外視したとしても、線量が 0.12  $\mu$  Sv/h を超えれば法が定める一般公衆の被曝限度 1 mSv を上回る（0.12  $\mu$  Sv/hour  $\times$  8760 時間〔24 時間  $\times$  365 日〕 $\div$  1 mSv/year）。自然放射線（推定で 0.08  $\mu$  Sv/h 程度か）を加えると 0.20  $\mu$  Sv/h である。121 校中 55 校で、校庭中央付近高さ 1 m の測定値がすでに 0.20  $\mu$  Sv/h を超えている。おそらく大半の学校において、吹き溜まりなどに大量の放射性物質が蓄積しているだろう。早急に県内すべての学校において念入りの測定を実施し、除染（土砂・コケなどの撤去、洗浄）、著しく汚染された場所の使用停止・立入禁止などの措置を講ずるべきである。■